

令和3年5月15日時点

新型コロナウイルス感染症 岐阜県「まん延防止等追加対策」に伴う飛騨市の対応

令和3年5月15日付けで岐阜県の「まん延防止等追加対策」が発表されましたので、市民及び事業者の皆様にお知らせいたします。

対応期間 5月16日（日）～5月31日（月）

※ 下線部が追加対策です。

1. 市民・事業者の皆様へお願い

(1) 基本的な感染防止対策の徹底継続

- 「三密の回避」や、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「体調の管理」をはじめとした**基本的な感染対策の徹底**を継続してお願いします。
- 特にマスクは、飛沫量の吐き出し吸い込み防止効果の高い不織布などのマスク着用をお願いします。
- 現在急増している変異株へも同じ対策で感染防止が可能です。

(2) 昼夜を問わず、「飲食」「外出」「県をまたぐ移動」に関する自粛

- 自宅を含めて、大人数・長時間での飲酒の自粛をお願いします。
- 外出は必要性和安全性を慎重に検討し、感染防止対策を十分実施している行先に、かつ、空いた時間と場所を選んでください。
- **県をまたぐ不要不急の移動は控えてください。**県外在住のご家族やご友人にも市民の皆様からお伝え願います。
- 特に、**緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域への往来は自粛もしくは延期**をお願いします。ビジネスも同様です。

(3) 飲食店及び遊興施設等への時短要請

- 対象店舗 飲食店及び遊興施設等
- 営業時間 20:00までに短縮
- 酒類の提供 11:00から19:00までに短縮
- 期間 5月16日(日)～5月31日(月)



※ 協力金は「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得が条件

- カラオケ設備を有する市内全ての店舗について、設備の利用自粛をお願いします。
- 各職場や店舗等において、業種別ガイドラインの遵守と感染防止対策の徹底をお願いします。

(4) 全ての事業者に対する要請

- 密集を避けるための施設の入場者の整理
- 入場する者に対するマスクの着用の徹底
- 感染防止対策をしない者の入場の禁止
- 飛沫感染防止対策の徹底又は利用者の適切な距離確保

2. 市の対応

(1) 小中学校・スポーツ少年団

- 授業・活動については、これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり行います。
- 中学校の部活動については、以下のとおり対応します。
 - 真に必要な時間・内容に活動内容を限定し、できるだけ短時間で実施するとともに、活動開始前に、健康状態の確認を徹底し、体調不良者は参加させません。
 - 県内外を問わず、他校との練習試合や合宿等を原則中止します。
 - 土日の練習については、中体連または協会・連盟が主催する公式試合・コンクールがある部活動のみ可能とし、土曜日または日曜日のいずれかの1日、3時間以内とします。
 - 公式戦の参加については、保護者にも説明し、保護者の同意を得たうえで参加します。
- スポーツ少年団等の団体活動については、以下のとおり対応します。
 - 団体等が行うスポーツ大会は、原則無観客での実施と大人数になりやすい場面での飲食自粛を要請します。

- 団活動は単位団のみとし、土日を含め週 3 日間、1 日あたり 2 時間以内で夜間は 20 時までとします。
- 団活動について、公式戦（原則県内のみ）参加の場合、感染予防対策の徹底、保護者の同意、市スポーツ少年団事務局への連絡を行うこととし、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置地域への移動自粛を要請します。

(2) 保育園・放課後児童クラブ・子育て支援センター・放課後等デイサービス等

- これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり運営します。

(3) 医療機関、社会福祉施設・老人福祉施設等

- これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり運営します。

(4) 市有施設等の営業時間短縮

- スポーツ施設、文化施設、温浴施設、公民館等の貸館施設は、県有施設と同様に営業時間を 20 時までとする時間短縮の実施を継続します。（別紙一覧のとおり）
- 市内の温浴施設に付随する飲食施設の飲食の提供も、20 時まで（酒類提供は 19 時まで）とする時間短縮を実施します。

(5) イベント・スポーツ大会等

- イベント等の催事については、以下のとおり主催者に対して要請します。
 - 収容率について、大声での歓声・声援がある場合 50%以内
 - 参加人数について、5,000 人を上限
- 団体等が行うスポーツ大会は原則無観客での実施を要請します。

(6) 観光キャンペーン等

（4月25日～5月31日）

- 「近隣地域限定 !! 宿泊応援キャンペーン」は、飛騨市民のみの利用に限定します。

「開館時間を20時までとする」市有施設一覧

令和3年5月15日時点

【対象期間】 令和3年5月31日(月)まで

施設区分	所在地	施設名	問合せ先	電話番号
会議施設	河合町	飛騨市林業総合センター	河合振興事務所	0577-65-2221
	宮川町	遊ingギャラリー	宮川振興事務所	0577-63-2311
商工施設	神岡町	飛騨市星の駅宙ドーム・神岡	商工課	0577-62-8901
	神岡町	地域交流センター船津座		
観光施設	古川町	ぬく森の湯すぱーふる	観光課	0577-73-7463
	宮川町	宮川温泉おんり〜湯		
	神岡町	流葉温泉Mプラザ		
貸館施設	古川町	古川町総合保健福祉センター	地域包括ケア課	0577-73-6233
	神岡町	神岡ふれあいセンター		
	神岡町	神和荘	神岡振興事務所	0578-82-2250
	宮川町	宮川町老人福祉センター	宮川振興事務所	0577-63-2311
健康増進施設	河合町	ゆうわ〜くはうす	市民保健課	0577-73-2948
老人福祉施設	神岡町	釜崎屋内ゲートボール場	地域包括ケア課	0577-73-6233
	神岡町	老人福祉センター割石温泉		
集会施設	古川町	古川町公民館	生涯学習課	0577-73-7495
	古川町	古川町千代の松原公民館		
	河合町	河合町公民館		
	宮川町	宮川町公民館		
	神岡町	神岡町公民館		
	神岡町	釜崎生涯学習館		
集会施設	神岡町	上村コミュニティ施設	生涯学習課	0577-73-7495
	神岡町	山之村多目的集会施設		
スポーツ施設	全町	小中学校体育館	スポーツ振興課	0577-62-8030
	全町	小中学校グラウンド		
	古川町	増島児童公園グラウンド		
	古川町	杉崎公園グラウンド		
	古川町	杉崎ゲートボール場		
	古川町	古川トレーニングセンター		
	古川町	黒内屋内運動場		
	古川町	古川町森林公園		
	古川町	サン・スポーツランドふるかわ		
	河合町	元田体育館		
	河合町	角川体育館		
	河合町	稲越健康管理センター		
	河合町	角川屋内運動場		
	河合町	稲越運動広場		
	河合町	羽根運動広場		
	河合町	元田運動広場		
	河合町	角川グラウンド		

施設区分	所在地	施設名	問合せ先	電話番号
スポーツ施設	河合町	角川ゲートボール場	スポーツ振興課	0577-62-8030
	宮川町	宮川スポーツ公園		
	宮川町	宮川山村広場		
	宮川町	宮川アリーナ		
	宮川町	坂下体育館		
	宮川町	坂下グラウンド		
	宮川町	大無雁広場		
	宮川町	種蔵広場		
	神岡町	神岡東グラウンド		
	神岡町	山田体育館		
	神岡町	山田グラウンド		
	神岡町	桜ヶ丘体育館		
	神岡町	釜崎社会体育館		
	神岡町	サン・ビレッジ神岡		
	神岡町	坂巻公園野球場		
神岡町	釜崎屋内ゲートボール場			
文化施設	河合町	友雪館	文化振興課	0577-73-7496
	古川町	飛騨市文化交流センター		

※この一覧には、従前から営業時間に制限が掛かっていない施設は含まれていません。